

公益財団法人芳賀町農業公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成25年4月1日
規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人芳賀町農業公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関して必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 公社の役員及び評議員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。
2 報酬の支給方法は、芳賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芳賀町条例第46号）の例による。

(費用弁償)

第3条 公社の役員及び評議員が、公社の職務遂行のため会議に出席し、又は出張したときは、別表第2に定めるところにより費用弁償として旅費を支給する。
2 理事会、評議員会への出席及び監査の業務にあたる場合は、旅費を支給しない。ただし、役員及び評議員が県外に居住している場合にはこの限りでない。
3 前2項に定めるものを除くほか、旅費の支給方法は、芳賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芳賀町条例第46号）の例による。

(重複給与の禁止)

第4条 第2条に掲げる報酬は、芳賀町及びはが野農業協同組合の一般職及び特別職並びに県職員等で条例又は規程により給与の支給を受けている者が、当該役員又は評議員を兼ねる場合には支給しない。

(公表)

第5条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人芳賀町農業公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	報酬額	備考
理事長	年額 120,000円	
役員	日額 3,000円	会議等出席1回につき
評議員	日額 3,000円	〃

別表第2 (第3条関係)

区分	費用弁償額
鉄道賃・船賃・車賃	芳賀町職員等の旅費に関する条例(昭和30年芳賀町条例第38号)の規定を適用し、計算して得られる額。
日当(1日につき)	2,000円
宿泊料(1泊につき)	12,000円